

基安安発 0118 第 1 号
令和 3 年 1 月 18 日

全国中小企業団体中央会 会長

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

陸上貨物の荷役作業における労働災害防止に向けた荷主等の取組について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年の陸上貨物運送事業における死傷災害（休業 4 日以上労働災害をいう。以下同じ。）は 15,382 件、死傷年千人率（労働者 1,000 人当たりの年間死傷災害件数をもって、死傷災害発生の頻度を表したものの。）は 8.55（全業種平均 2.22）で、就業者数が多い主な業種の中でも突出して高い水準にあり、憂慮すべき状況が続いています。また、令和 2 年の死傷災害（12 月速報）においても、前年同月比 2.2% の増加傾向を示しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、宅配便等の需要が急増する中、社会インフラとしての物流を維持しつつ、トラックドライバーの働き方改革を進める観点からも、労働者が安心して安全に働き続けられる職場環境の整備が求められております。特に、陸上貨物運送事業における死傷災害の約 7 割を占めている荷役作業場所での死傷災害への対応が急務であり、労働災害防止のためには荷主、配送先、元請事業者等の皆様の御協力が不可欠です。

つきましては、荷役作業場所における安全確保のため、荷役場所の施設・設備の改善に取り組むこと、荷役作業等について書面契約化を進めること等について、貴団体傘下の会員事業者等に対して別添リーフレットの配布等により周知いただくとともに、貴団体としてもより一層の安全対策の推進に取り組んで頂きますよう、お願い申し上げます。

（別添）

リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」

（参考リンク）

厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11300000-Roudouki-junkyokuanzenseiseibu/170807.pdf>

荷役災害防止設備等の事例集（陸上貨物運送事業労働災害防止協会（平成 26・27 年度委託事業））

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/H26_niyaku_jireisyu.pdf

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集（亀戸労働基準監督署（令和元年））

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000583798.pdf>

荷主等における荷役災害防止対策の好事例（平成 27 年度厚生労働省委託事業）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11300000-Roudouki-junkyokuanzenseiseibu/0000123262.pdf>